

いわき市に定住・就業を希望する学生の皆さんへ

奨学金の 返還を 支援します！



いわき市未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業

いわき市の未来を担う若者の定着を図るため、市内事業所等への就職を希望する大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生、専修学校生等の方に対し、一定の要件の下、奨学金返還のための補助金を交付します。

募集期間 令和4年3月1日(火)～6月30日(木)まで

募集人数 50名程度

募集対象者 次の①から④のすべてに該当する方を募集します。

- ① 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、修業年限2年以上の専修学校専門課程（以下「専修学校」という。）、いわきコンピュータ・カレッジ（以下「いわきCC」という。）のいずれかに在学中で、令和4年度に修業年限以内で卒業又は修了することを予定している者
(令和5年3月に卒業予定の方) ◆大学、短期大学、高等専門学校の専攻科も対象
- ② 次の奨学金の貸与を受けている者
日本学生支援機構の第一種、第二種奨学金、いわき市奨学資金、福島県奨学資金、いわきCC奨学金
- ③ 大学等を卒業又は修了した翌月1日から起算して、6ヶ月以内に市内事業所等（※）を有する事業者に正規職員等として就職することを予定している者（公務員及び独立行政法人職員等を除く）
- ④ 大学等を卒業又は修了後、市内に定住することを予定している者

※ 市内事業所等：いわき市及び近隣の市町村内に所在する本社、支社、支店、事業所等

返還支援額 (補助金総額)

大学等に在学中に貸与を受けた奨学金(高等専門学校にあっては、1年～3年次に貸与を受けた奨学金を除く)の2分の1の額。ただし、次の表の区分に応じて定める額と1,536,000円のいずれか少ない額が上限額となります。

区分	区別別の額
大学、大学院	(64,000円×奨学金貸与月数) の2分の1の額
短期大学、高等専門学校、専修学校、いわきCC	(60,000円×奨学金貸与月数) の2分の1の額 ◆高専は、1年～3年次の貸与月数を除く。

◆複数の大学等で奨学金の貸与を受けた場合の返還支援額は、卒業又は修了した大学等毎に算出した返還支援額の合計となります。ただし、1,536,000円が上限額となります。

補助要件等

市内に定住し、かつ、市内事業所等に正規職員等として就業した(以下「定住・就業」という。)期間が5年(60ヶ月)に達するまで、次の要件のもと、年度毎に補助します。

区分	交付要件	交付額	支払先
定住・就業通算期間5年 未達成の年度 【年度払補助金】	当該年度のすべての月において、定住・就業したこと。	当該年度に返還した奨学金の額 (上限額:返還支援額に100分の10を乗じて得た額※)	交付対象者
定住・就業通算期間5年 達成の年度 【精算払補助金】	最初に市内事業所等に就職した日から起算して5年以上定住・就業したこと。	返還支援額から交付済みの年度払補助金の総額を減じて得た額	奨学金貸与機関

※ 交付対象者の責に帰すことができない事由によって、当該年度のうち、定住・就業できない期間があった場合は、返還支援額に100分の10を乗じて得た額に定住・就業した月数を乗じ12で除した額が上限額となります。

よくある質問

Q1 いわき市出身以外の者でも、募集対象者となるのか。

A いわき市への若者の定着を目的としており、出身地や在籍する大学等の所在地は問いません。

Q2 大学等を卒業後、いわき市で暮らし、働きたいと考えているが、現時点でははっきりしない。応募することは可能か。

A 申込時点において、市内事業所等に正規職員等として就職かつ、市内に定住する意志があり、募集要項の「募集対象者」の要件を満たせば応募できます。

Q3 非正規職員で働くことになっても支援対象となるのか。

A 非正規職員であっても、所定労働時間が正規職員に準じて働いている場合は、支援対象となります。なお、対象となる労働時間の目安は週平均40時間相当です。

Q4 いわき市近隣の市町村の事業所とは、どの市町村の事業所までが対象となるのか。

A 交付対象者のいわき市内の自宅から通勤できる事業所であれば、市町村を限定せず対象となります。

Q5 応募後の手続きはどうなるのか。

A 提出された書類等により審査を行い、令和4年9月ごろに交付対象者認定又は不採用の通知を行います。

Q6 市内企業を探すいい方法はありますか。

A 3月3日(木)・4日(金)にわたり、「2022 Hybrid na 合同企業説明会 in いわき」が対面及びWEBで開催されますので、就職活動にご活用ください。詳しくは、市商業労政課 0246-22-7478まで。

ご案内

応募方法

いわき市の公式ホームページに掲載されている「募集要項」を確認の上、以下の書類を募集期間内に、直接提出するか、郵送(当日消印有効)で提出してください。※郵送の場合は、特定記録郵便で提出すること

- (1) 奨学金返還支援事業交付対象者認定申請書(第1号様式)
- (2) 応募理由書(第2号様式)
- (3) 政策提案書(第3号様式)「自らが思う『いわきの魅力』とその魅力の『活かし方』について」
- (4) 奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書(第4号様式)
- (5) 学業成績証明書
(大学生、高等専門学校生及びいわきCCは在籍校の成績証明書、大学院生は大学在籍時の成績証明書、短期大学生及び専修学校生は高校在籍時の成績証明書、専攻科生は本科在籍時の成績証明書)
- (6) 奨学金貸与証明書(いわき市奨学資金の場合は不要)※奨学生証ではありません
- (7) 宣誓書(自署)
- (8) アンケート

提出先
問い合わせ先

いわき市教育委員会 教育政策課 ホームページ <http://www.city.iwaki.lg.jp/>

〒970-8026 福島県いわき市平字堂根町4-8 TEL 0246-22-7540 FAX 0246-22-7595